



神奈川県

保健福祉局障害福祉課

神奈川県障害福祉計画

(第4期 平成27年度～平成29年度)

平成27年3月

目 次

1	基本的理念等	1
(1)	法令の根拠	1
(2)	趣旨及び経過	1
(3)	目的	2
(4)	基本理念と基本方針	2
2	平成 29 年度の成果目標の設定	7
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	7
(2)	入院中の精神障害者の地域生活への移行	12
(3)	地域生活支援拠点等の整備	15
(4)	福祉施設の利用者の一般就労への移行等	16
3	指定障害福祉サービス等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域の設定	21
4	各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	22
(1)	各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み	22
(2)	各年度における指定障害児通所支援、指定障害児相談支援及び指定障害児入所支援の種類ごとの必要な量の見込み	31
(3)	指定障害福祉サービス等の見込量の確保のための方策	38
5	各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数	43
6	指定障害福祉サービス等に従事する者の確保または資質の向上等のために講ずる措置	44
(1)	サービス提供に係る人材の研修等	44
(2)	指定障害福祉サービス事業者等に対する指導・監査	44
(3)	障害者等の権利擁護の推進	44
(4)	障害者等に対する虐待の防止	45
(5)	指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価	45

7	県の地域生活支援事業の実施に関する事項	46
(1)	県が実施する地域生活支援事業に関する考え方	46
(2)	実施する事業の内容及び各年度における量の見込み	47
(3)	各事業の見込量の確保のための方策	56
8	障害福祉計画の期間及び見直しの時期	60
(1)	障害福祉計画の期間	60
(2)	見直しの時期	60
9	障害福祉計画の達成状況の点検及び評価	60
	障害保健福祉圏域ごとの計画の目標値等	61
	参考 身体障害者手帳交付者、知的障害児者把握数、 精神保健福祉手帳交付者数等	72
	神奈川県障害福祉計画の改定に関する主な経過	73

1 基本的理念等

(1) 法令の根拠

この計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）」（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条第 1 項の規定に基づいて策定するものです。

[障害者総合支援法第 89 条第 1 項]

都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 趣旨及び経過

県が障害福祉計画を策定する趣旨は、各市町村を通ずる広域的な見地から、平成 29 年度の成果目標を設定し、障害者及び障害児（以下「障害者等」といいます。）の地域生活を支える障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を計画的に確保することにあります。

県では、これまで平成 18 年度から平成 26 年度までを計画期間とする第 1 期～第 3 期障害福祉計画を策定し、市町村と連携して、その推進を図ってきました。

このたび、第 4 期障害福祉計画改定において示された、国の基本指針に即しつつ、本県のこれまでの計画の実施状況や課題などを踏まえた計画の改定を行い、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年を計画期間とする第 4 期障害福祉計画を策定します。

また、第 4 期障害福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、新たに障害児支援についても必要量の見込み等を定め、計画的にその提供体制を確保します。

[国の基本指針]

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 26 年厚生労働省告示第 231 号）

(3) 目的

この計画は、平成 26 年 3 月に障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき策定した「かながわ障害者計画」の理念や考え方を、障害者総合支援法に基づくサービス実施計画として具体化することにより、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

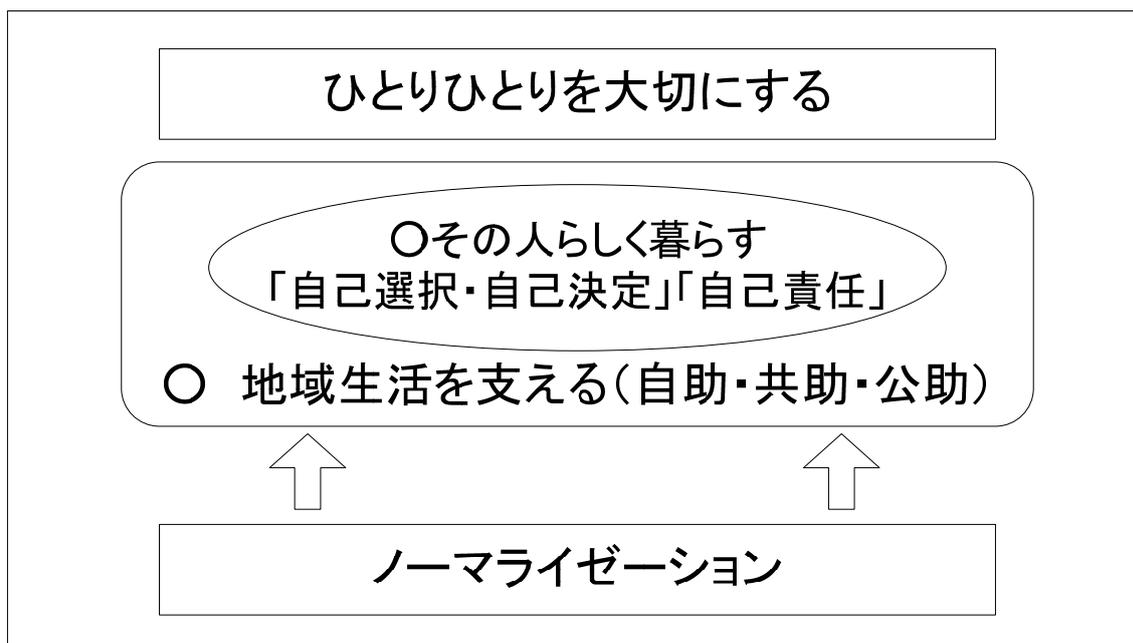
(4) 基本理念と基本方針

基本理念 ～「ひとりひとりを大切にする」～

「かながわ障害者計画」における基本理念である「ひとりひとりを大切にする」ことを基本理念とします。

「ひとりひとりを大切にする」ということは、障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるよう条件を整え、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとした「ノーマライゼーション」の思想を根底に、自分の生活や生き方を「自己選択・自己決定」し、「その人らしく暮らす」ことを意味し、その人を取りまく側からみれば、自助・共助・公助による支援により、その人の地域生活を支えることを意味します。

その理念に基づき、障害者の自立及び社会参加、地域社会における生活及び地域社会への包容を促進するため、障害者が自ら能力を最大限発揮できるよう支援をしていきます。



基本方針

「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指す

県は、障害者の自立を「障害者が、自らの考えと判断により、地域社会の中で主体的に生き、自己実現を図ってゆくこと」と考えています。

この考え方を踏まえ、乳幼児期から成人・高齢期にいたるまで、障害者のライフステージに応じた切れ目のない支援を実現することを大切に、一生涯を通じて、障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すことを基本方針とします。

基本的な視点

県は、次の基本的な視点に立って障害福祉計画を策定します。

ア 地域生活に向けて

(ア) 日中活動と生活の場の分離

障害福祉施策は、地域生活に向けて転換を図ることが、継続して求められています。施設や病院で暮らしている障害者等の生活が、施設・病院での24時間の生活から、地域での生活に移行することにより、日中活動の場と住まいの場が分かれ、地域社会への本人の関わりが、大きく広がっていくことが考えられます。

また、自宅で暮らしている障害者等が成人して自立することも視野に入れ、多様な資源を整備していくとともに、障害者等のもとより、その家族を支援するという視点も重要です。

(イ) 地域生活支援の取組み

県は、「施設・病院から地域へ」という理念のもとに、障害者の「地域生活移行」を進め、必要な人に必要なサービスが行き届くようにするため、「かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱」に基づき取組みを行ってきました。

「基盤整備」、「しくみづくり」、「ひとづくり」を柱に、県の役割である広域的・専門的な取組みとともに、全県的な地域生活の支援の底上げを図る観点から、市町村の取組みの支援を、第4期障害福祉計画に位置付け、総合的に進めていきます。

こうした地域生活支援の取組みについては、さらに障害者等やその人をとりまく人々の意見を反映しながら発展させていきます。

(ウ) 施設機能について

施設については、重度・重複障害者などにとっての「住まいの場」としての機能に加え、入所者の地域での自立生活に向けた訓練や、グループホームへの入居支援、アパート等で生活するためのコーディネートなど施設から地域生活への移行を推進するための機能や、レスパイト（休息）をはじめ、地域住民に対する障害者理解を促進するための事業の実施などの地域社会へのサービス提供機能、施設利用者のためだけにとどまらない機能が求められています。

そこで、これらの施設は、広く地域で生活する障害者等を支援するための機能を加え、ニーズに対応した多様性、ノウハウや専門人材を活用した専門性、地域福祉の拠点としての地域性、利用者から選択されることによりさらに高い水準のサービスを目指していく競争性に着目した施設機能の発展を図っていくことが重要です。

また、障害者等の地域生活への移行をより一層進めるためには、地域生活の重要な役割を担っているグループホームの新たな設置が必要です。

イ 地域生活を支えるサービスの充実

障害者の自立と社会参加を促進するため、ライフステージに沿った様々な生活上の課題やニーズに対応した支援体制の整備に加え、障害者の自己選択や自己決定が尊重される利用者本位の支援の促進に取り組みます。

また、障害児についても、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の改正による障害児支援の強化等を踏まえ、身近な地域において、年齢や成長に応じて、適切な支援を受けられるよう、家族を含めた支援体制の整備を促進します。

ウ 障害特性等に配慮した支援

障害者等がどの障害種別に該当するかではなく、性別、年齢、障害の状態(障害者総合支援法が定める難病等を含む。)、生活の実態等に応じた障害者等の個別的な支援の必要性を踏まえて、その人が日常生活で直面している「生きにくさ・暮らしにくさ」という点から、必要な人に必要なサービスが行き届くよう取組みを進めていきます。

エ 発達障害や高次脳機能障害などへの対応

従来、「制度のはざま」の障害といわれ、実際に日常生活の困難に直面しながら、福祉サービスを利用しにくかった発達障害や高次脳機能障害などの障害については、一人ひとりの「生きにくさ・暮らしにくさ」に着目して、必

要な支援を行っていきます。

オ 障害保健福祉圏域レベルでの支援

障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）により、障害福祉サービスの実施主体が市町村に一元化されましたが、市町村、県、国がそれぞれの役割を分担するだけではなく、障害者等の地域生活を支えるため、市町村と県との重層的な支援体制を構築することが重要です。

県では、第1期障害福祉計画における本県独自の取組みとして、市町村の地域自立支援協議会と県全体の自立支援協議会に加え、複数の市町村にまたがる5つの障害保健福祉圏域に圏域自立支援協議会を設置しました。

第4期障害福祉計画においても、各障害保健福祉圏域における相談支援などのネットワークの充実を図り、障害保健福祉圏域レベルでの支援を強化していきます。

[障害保健福祉圏域]

神奈川県では、障害保健福祉圏域として、次ページのとおり、保健・医療・福祉における広域的な連携を図る観点から、二次保健医療圏を基本として、8つの圏域を設定しています。

なお、横浜市及び川崎市については、二次保健医療圏は複数の区域に分かれています。障害保健福祉圏域については、市の区域全体を一つの圏域としています。

[障害福祉サービス]

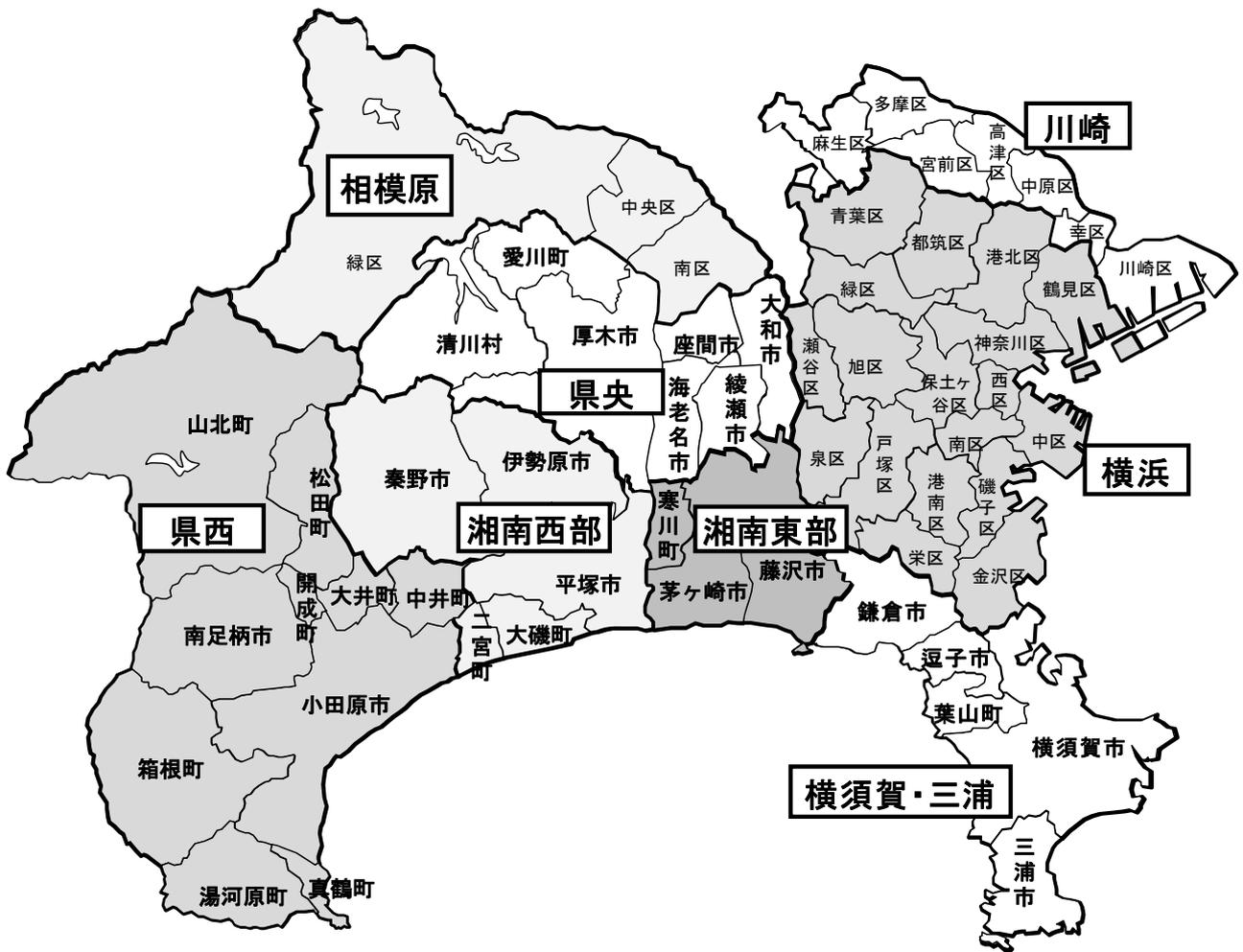
障害者総合支援法第5条第1項では、「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいいます。

カ 障害を理由とする差別の解消等の推進

平成28年4月の障害者差別解消法の円滑な施行に向け、同法に規定される基本方針に基づき、法の趣旨・目的等に関する効果的な広報啓発活動等に取り組むとともに、施行後においては、同法の適切な運用及び障害を理由とする差別の解消の推進に取り組めます。

また、県民等への障害者の理解促進の取組みについては、引き続き実施していきます。

神奈川県 の 障害保健福祉圏域 (平成 26 年 4 月 1 日現在)



圏 域	市 町 村
横 浜	横浜市
川 崎	川崎市
相 模 原	相模原市
横須賀・三浦	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
湘 南 東 部	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘 南 西 部	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県 央	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
県 西	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

2 平成 29 年度の成果目標の設定

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、平成 29 年度を目標年度として、県内の全市町村を通ずる広域的な見地から、各市町村の障害福祉計画の数値の集計と整合を図りつつ、次のとおり成果目標を設定します。なお、成果目標の対象は、政令指定都市（以下「政令市」といいます。）及び中核市を含む県全体です。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」といいます。）について、自立訓練事業や地域移行支援・地域定着支援などを活用したグループホーム、一般住宅等への移行を推進することとし、平成 29 年度末における地域生活に移行する人の成果目標を次のとおり設定します。

【成果目標】

平成 29 年度末までに、平成 25 年度末時点の施設入所者数 5,053 人のうち 535 人（11%）が地域生活へ移行することを目指します。

一方、今後、新たに施設に入所する人のニーズを勘案し、平成 29 年度末の施設入所者数としては、平成 25 年度末に対し 118 人（2%）の減少を見込みます。

項目	数値	備考
平成 25 年度末の施設入所者数 (A)	5,053 人	
【目標値】(B) 地域生活移行者数	535 人 (11%)	(A)のうち、平成 25 年度末から平成 29 年度末までに地域生活へ移行する人の目標数（全市町村の成果目標の合計。）
平成 29 年度末の施設入所者数 (C)	4,935 人	平成 29 年度末までの地域生活移行者数の見込み(B)及び新たな施設入所者数等を勘案した全市町村の見込み人数の合計。
【目標値】(D) 入所者減少見込	118 人 (2%)	差引減少見込数 (A-C)

※ これまでの計画では、平成 17 年 10 月 1 日現在の施設入所者数を地域生活移行の成果目標の基礎としていましたが、国の基本指針に基づき、本計画では平成 25 年度末の

施設入所者数を基礎とします。(施設の所在地にかかわらず、県内市町村が援護を実施している人数です。)

※ 障害者の入所施設のうち、一般に長期入所が常態化している利用者が少ない旧身体障害者更生施設や旧精神障害者生活訓練施設は、原則として除外することとされています。(出典：平成 23 年 6 月 30 日障害保健福祉関係主管課長会議資料)

【考え方】

○ 第 1 期障害福祉計画における成果目標の基準とされた平成 17 年 10 月時点における本県の施設入所者数は約 5,100 人でしたが、第 4 期障害福祉計画の成果目標の基準は平成 25 年度末時点の 5,053 人に変更となりました。

これらの人たちが、ライフステージに応じて自ら住まいの場を選択し、地域の中で、その人らしく暮らすことができるように支援していくことが求められています。

○ 国の基本指針では、平成 29 年度末において、障害福祉計画の基準となった平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行することとともに、平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者数から 4%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて成果目標を設定することが望ましいとされています。

○ また、施設入所者数の設定に当たっては、改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定施設等」といいます。)に入所していた者(18 歳以上の者に限る。)であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所している人(以下「継続入所者」といいます。)の数を除いて設定することとされています。

〔整備法〕

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」

○ 県では、これまで地域生活支援に取り組んできた実績や今後のサービス基盤の整備見直しなどを踏まえて全市町村が設定した成果目標の合計として、平成 25 年度末から平成 29 年度末までの地域生活への移行者数は、535 人(11%)を目指すこととします。(※障害保健福祉圏域ごとの内訳は 61 ページを参照。)

○ 一方、人口 10 万人当たりの入所施設の利用者数は、全国平均の 104.2 人に対し、本県は全国最少の 56.5 人であり、もともと入所施設が少ない状況があると

ともに第1期障害福祉計画策定以前から地域移行を進めていた背景があります。

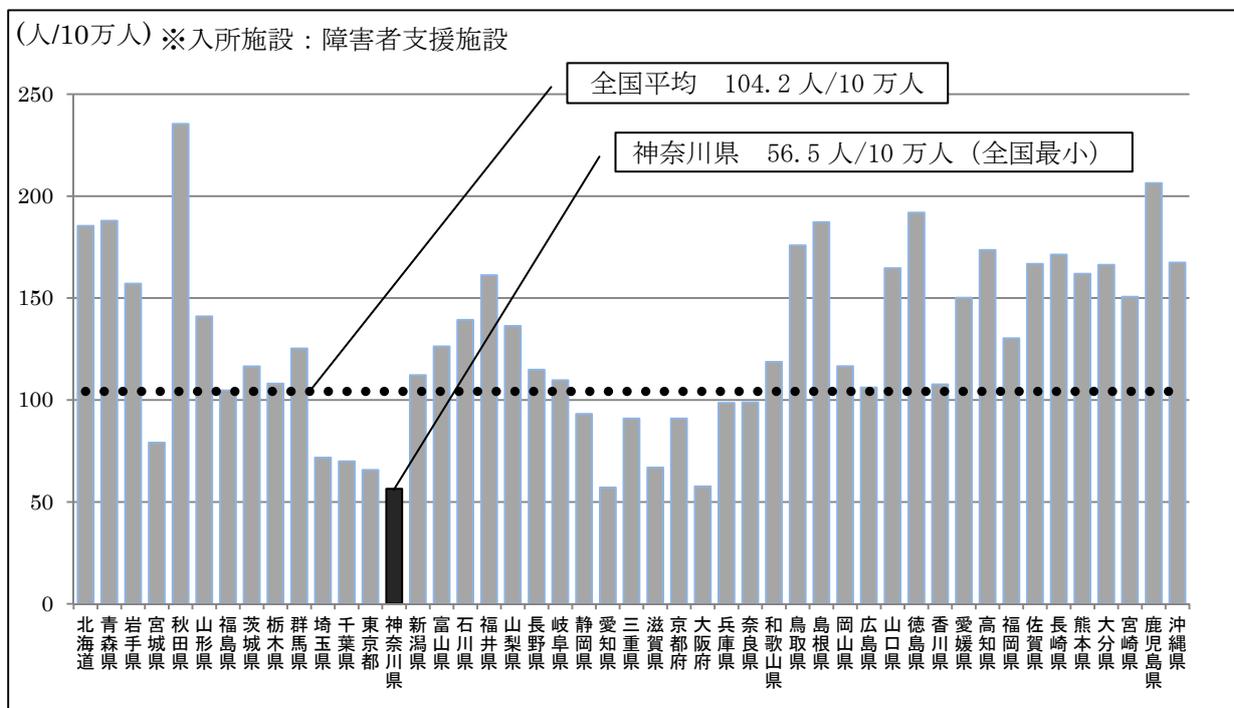
また、今後、継続入所者への対応なども考慮すると、直ちに、施設入所者数の大幅な削減を実現することは困難な実情にあります。

こうしたことから、地域生活への移行を積極的に推進しつつ、施設に入所して支援を受けることが真に必要な新規利用者に対しては、適切なサービス提供を保障するため、全市町村が設定した見込み数の合計として、平成29年度末における施設入所者数は、平成25年度末時点に対し2%の減少を見込むこととします。

参考 入所施設の利用者数（都道府県総人口に占める利用者数の割合）

出典 施設入所者数:厚生労働省ホームページ(平成26年4月の国保連データから抽出)

人 口 : 平成22年国勢調査



【入所施設の利用者数の状況】

人口比での入所施設の利用者数は、都道府県によって最大で4.2倍の差があり、特に大都市がある都府県において、入所施設の利用者数の少ない傾向が顕著に出ています。

神奈川県が全国で最も人口比での入所施設の利用者数が少ないという背景には、そうした地域事情とともに、早い時期から、地域で暮らしていくための取組みについて障害者やその家族、行政などが協力して努力を積み重ねてきた結果が現れているものと考えられます。

【これまでの状況】

- 施設入所者の地域生活への移行については、第3期障害福祉計画の成果目標の基準とされた平成17年10月1日から平成26年10月1日までの間に、県全体では、898人（18%）が入所施設から地域生活へ移行しました。

第3期障害福祉計画の目標である1,072人（21%）と若干の開きがあります。地域生活へ移行後の住まいの場は、次のような状況になっています。

地域生活移行後の住まいの場

移行先	グループホーム	家庭復帰	公営住宅 一般住宅	その他 (福祉ホーム等)	計
H17.10.1から H19.10.1まで	208 (56%)	115 (31%)	27 (7%)	24 (6%)	374
H19.10.2から H20.10.1まで	69 (61%)	39 (35%)	5 (4%)	—	113
H20.10.2から H21.10.1まで	113 (79%)	24 (17%)	4 (3%)	2 (1%)	143
H21.10.2から H22.10.1まで	51 (80%)	9 (14%)	2 (3%)	2 (3%)	64
H22.10.2から H23.10.1まで	38 (69%)	14 (29%)	1 (2%)	—	53
H23.10.2から H24.10.1まで	69 (90%)	7 (9%)	—	1 (1%)	77
H24.10.2から H25.10.1まで	25 (73%)	7 (21%)	1 (3%)	1 (3%)	34
H25.10.2から H26.10.1まで	27 (68%)	12 (29%)	1 (3%)	—	40
計	600 (67%)	227 (25%)	41 (5%)	30 (3%)	898

- 施設入所者数については、グループホーム等では対応が困難な方などが新規に入所していることから、平成26年10月1日現在で4,960人となっており、平成17年10月時点（5,094人）に対し3%（134人）の減にとどまっています。

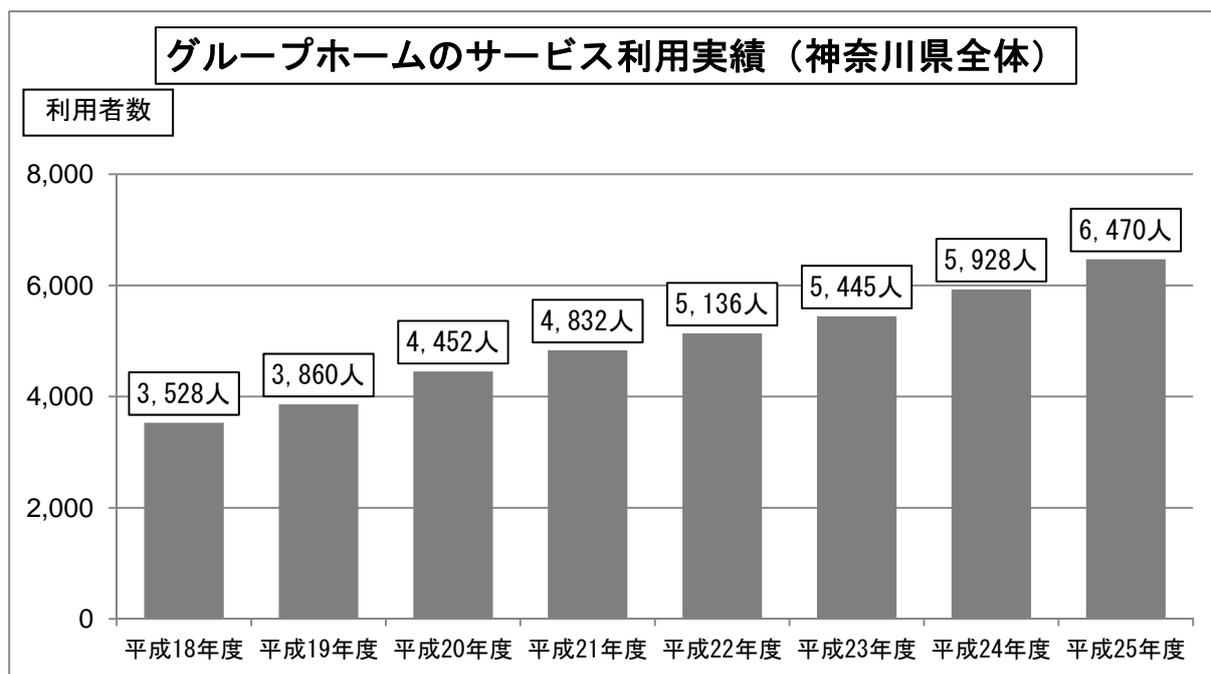
【目標達成に向けた方策】

- 障害者が地域で自立して生活していくためには、社会資源の整備、充実を進め、必要な人が必要なサービスを利用できるようにすることが重要です。
- 本県は、障害者グループホーム等サポートセンター事業やグループホーム等の運営支援などを通じ、市町村と協力して、グループホームの設置・利用の促

進とサービスの充実を継続して図っていきます。

あわせて、地域生活に必要なホームヘルプサービスの充実を図るための精神障害や医療的ケアに対応した人材養成や、生活介護など日中活動の場を確保するための施設整備の支援など、障害福祉サービスの基盤整備を進めます。

- また、地域移行支援と地域定着支援の利用を進めるため、住居の確保など、地域生活に移行するための活動に関する相談や、移行した後、単身で暮らす障害者などからの緊急時の相談に応じられるよう、市町村の取組みを支援します。



〔地域移行支援〕

障害者支援施設などに入所している障害者や、精神科病院等に入院している精神障害者等を対象に、住居の確保など、地域における生活に移行するための活動に関する相談や、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行などによる支援を行うものです。

〔地域定着支援〕

施設・病院等から退所・退院して、居宅で一人暮らしをしている障害者、家族との同居から一人暮らしに移行した障害者、地域生活が不安定な障害者などを対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因した緊急の事態などが発生したときの相談や、緊急訪問や緊急対応などによる支援を行うものです。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院中の精神障害者の地域生活への移行を推進する観点から、入院後3か月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率、長期在院者数に関する成果目標を、次のとおり設定します。

【成果目標】

平成28年6月末時点から入院後3か月、1年時点の退院率を、平成23年6月末時点からの入院後3か月時点の退院率59%、1年時点の退院率89%から、それぞれ64%、91%にします。

平成29年6月末時点の長期在院者数（入院期間1年以上の方）を、平成24年6月末時点の長期在院者数6,751人から6,076人とし、10%削減を目標値とします。

項目	数値	備考
平成23年6月末時点から3か月時点の退院率	59%	平成23年6月末時点に入院した人に対する、3か月時点まで退院した人の率
【目標値】平成28年6月末時点から3か月時点の退院率	64%	平成28年6月末時点に入院した人に対する、3か月時点まで退院した人の率
平成23年6月末時点から1年時点の退院率	89%	平成23年6月末時点に入院した人に対する、1年時点まで退院した人の率
【目標値】平成28年6月末時点から1年時点の退院率	91%	平成28年6月末時点に入院した人に対する、1年時点まで退院した人の率
平成24年6月末時点の長期在院者数（A）	6,751人	平成24年6月末時点で、入院期間1年以上の人の数
【目標値】平成29年6月末時点の長期在院者の目標値（B）	6,076人	平成29年6月末時点で、入院期間1年以上の人の数
長期在院者減少見込	675人 (10%)	減少見込数（A－B）

【考え方】

- 入院中の精神障害者の中には、症状が落ち着いても、退院して地域で暮らすための受皿となる社会資源が不足していたり、地域生活を始めるために必要な

条件が整わないことなどから、すぐに退院することが難しい人がいます。

こうした精神障害者が、ライフステージに応じて自ら住まいの場を選択し、地域の中で、その人らしく暮らすことができるように、必要なサービス基盤を計画的に整備するとともに、病院や関係機関と協力して退院に向けた支援を行い、地域生活への移行を進めることが求められています。

- 国の基本指針では、入院後3か月時点、1年時点の退院率及び長期在院者数（入院期間1年以上の人の数）を目標値として定めることを示しています。

入院後3か月時点の退院率は平成29年度における目標を64%以上に、入院後1年時点の退院率は平成29年度における目標を91%以上とすることを基本ととしています。

また、長期在院者数は、平成29年6月末時点の長期在院者数を、平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上削減することを基本ととしています。

- 本県の平成24年度の精神保健福祉資料の結果では、平成23年6月の1ヶ月間の入院者数は1,553人、3か月時点の退院者数は914人（59%）、1年時点の退院者数は1,376人（89%）、1年以上の長期在院者数は6,751人となっています。
- 平成24年度の精神保健福祉資料の全国平均値は、3か月時点の退院率は58.4%、1年時点の退院率は87.7%となっています。

[精神保健福祉資料]

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が毎年6月30日付で都道府県・指定都市に報告を依頼している精神科病院及び精神科診療所等を利用する患者の実態等調査

- 平成26年に施行された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」といいます。）の改正では、精神科病院の管理者に、医療保護入院の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者の設置、退院促進のための体制整備等を義務付けています。
- 県では、精神保健福祉法の改正等により、入院中の精神障害者の地域移行が現状より進むことを想定し、3か月時点の退院率、1年時点の退院率は国の基本指針の64%、91%を目標値とします。
- 直近5年間の長期在院者数は、平成20年度の精神保健福祉資料においては

7,331人でしたが、平成24年度の同調査では6,751人となり、580人（8%）減少していますが、真に入院が必要な方もいることから、国の基本指針が示す18%の削減が困難と考えられます。しかし、入院中の精神障害者の地域移行を目指すという国の基本指針を踏まえ、平成29年度まで10%の削減を目標値とします。

【目標達成に向けた方策】

- 「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成26年厚生労働省告示第65号）」では、精神障害者の地域移行を促進するとともに、精神障害者が地域で安心して生活し続けることができるよう、地域における居住環境及び生活環境の一層の整備や精神障害者の主体性に応じた社会参加を促進するための支援を行うこととされています。
- 県では、医療保護入院者の退院促進のため、精神科病院が設置する退院支援委員会の開催支援を行うとともに、退院促進のための人材育成を進めています。
- 市町村と県は、入院中の精神障害者の地域生活移行に向けた有効な支援策となることが期待される「地域相談支援」や「計画相談支援」の提供体制を計画的に整備していきます。
- また、入院中の精神障害者の地域生活移行については、身近な支援者や居住の場の確保等が課題となっていることから、市町村は、サービス実施主体として、相談支援体制の整備を含め、医療機関や保健福祉事務所（保健所）などと連携した地域生活移行のためのしくみづくりを進めます。

また、ライフステージに応じて多様な住まいの場を選択し、地域にある様々なサービスを組み合わせて利用できるよう、グループホーム等の充実や、訪問系サービス、日中活動系サービスを含めた障害福祉サービスの基盤整備を図り、地域移行支援・地域定着支援などと合わせて、地域生活への移行を支援します。

- 市町村においては、市町村協議会などを活用し、精神障害者を含めた地域移行のしくみづくりに取り組む動きが出てきていますが、入院中の精神障害者の地域生活への移行を推進するためには、医療機関との関わりを有する保健所との連携の強化が必要です。

県では、保健福祉事務所が築いてきたネットワーク等を活用し、市町村と医療機関との連携を支援します。

- なお、入院中の精神障害者の中で、65歳以上の人が増加する傾向が見られることから、年齢や心身の状況などから、高齢者施策によるサービスの提供が適していると考えられる精神障害者については、別途、介護保険等による対応も

考慮しつつ、関係の所管課等と連携を図って地域生活移行を支援していくこととします。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障害者等の地域生活支援の推進の観点から、地域生活支援拠点等に関する成果目標を、次のとおり設定します。

【成果目標】

県は、専門的・広域的な見地から、県内の5つの障害保健福祉圏域（政令市域を除く）ごとに、「障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」や「障害福祉サービス等地域拠点事業所」の機能の活用とともに、連携を強化することにより、地域生活支援拠点等として整備します。

さらに、県は広域性、専門性の観点から、県所管域の市町村障害福祉計画に位置づけられた地域生活支援拠点等の整備を支援します。

また、政令市でも、それぞれ地域生活支援拠点等の整備を行います。

【考え方】

- 国の基本指針では、地域生活支援拠点等について、障害者の高齢化・重度化や介護者の高齢化、家族介護力の低下・欠如などを見据え、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況、基幹相談支援センターの設置の有無等、各地域における個別の状況に応じ、平成29年度末までに市町村または障害保健福祉圏域ごとに少なくとも1つを整備することを基本としています。
- 個々の機関が有機的な連携のもとに障害者等に対する支援を確保されることを前提に、地域生活支援拠点の整備ではなく、複数の機関が機能を担う面的整備も考えられるとされています。
- 県では、「障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター（50ページを参照）」や「障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業」等を活用し、それぞれが相談支援機能や緊急時の受入れ機能などの必要な機能を担い、個々の機能の有機的な連携をとることにより、地域生活を支える効果的な支援として、地域生活支援拠点等を整備します。
- なお、県立障害福祉施設・県立総合療育相談センターは、地域生活支援拠点などと連携しながら、引き続き民間施設では対応が難しい専門的な支援を必要とする障害者等の受入れや技術支援などを行っていきます。
- また、市町村もそれぞれ課題に応じて、県事業を活用するとともに、必要に

応じて近隣市町村にある機能の活用を検討し、地域生活支援拠点等を整備することとします。

- 県は、こうした県所管域の市町村障害福祉計画に位置づけられた地域生活支援拠点の整備に対して、広域性、専門性の観点から支援します。

[障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業]

在宅の重度障害者等であって障害特性により支援が困難な者や緊急的な支援が必要な者に、年間を通じて夜間の支援も含めて対応できるよう、県と市町村が協力して、支援が困難な障害者等に対するサービス提供体制の整備を図る事業です。

(4) 福祉施設の利用者の一般就労への移行等

障害者の就労支援を進める観点から、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する人の成果目標を次のとおり設定します。

【成果目標】

平成 29 年度中に福祉施設の利用から一般就労に移行する人数を 1,030 人(平成 24 年度実績 512 人の 2 倍)にすることを目指します。

平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数を、2,424 人(平成 25 年度末利用者数 1,498 人の 7 割増加)にすることを目指します。

就労移行支援事業所のうち、就労移行率 3 割以上の事業所を、平成 29 年度に全体の 5 割とすることを目指します。

項目	数 値	備 考
平成 24 年度の年間一般就労者数	5 1 2 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 平成 29 年度の年間一般就労者数	1, 0 3 0 人 (2 倍)	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数(全市町村の成果目標の合計)
平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数	1, 4 6 8 人	
【目標値】 平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数	2, 4 2 4 人 (7 割増)	全市町村の見込量の合計

【目標値】平成 29 年度の就労移行率が 3 割以上の事業所の割合	5 割	平成 29 年度の就労移行支援事業所全体のうち、一般就労移行率 3 割以上の事業所の割合
-----------------------------------	-----	--

〔成果目標の対象とする福祉施設〕
 障害者総合支援法に基づく生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援または就労継続支援（A型・B型）の事業を行う事業所

【考え方】

- 平成 24 年度において、福祉施設の利用者で、施設を退所し、一般就労に移行する障害者は、1 年間で、県では 512 人となっています。

障害の有無にかかわらず、働くことは自立した生活を支える基本であり、一人ひとりの可能性を伸ばすことでもあります。

福祉施設の利用者に限らず、特別支援学校卒業者なども含め、障害者が、ライフステージに応じて、その人らしい働き方を選択できるよう、福祉的就労とともに、一般就労への支援を充実していくことが求められています。

〔一般就労〕
 一般の企業等に就職することや、在宅で就労することをいいます。

- 国の基本指針では、平成 29 年度中に福祉施設から一般就労に移行する人の成果目標について、平成 24 年度の 2 倍以上とすることを基本とするとされています。

- 県では、企業の障害者雇用率などを見ても厳しい現状がありますが、そうした状況を改善していくために、障害者、行政、支援者、企業等が広く目標を共有し、共に努力していくことが重要です。

このような観点から、県では、平成 29 年度中に福祉施設の利用から一般就労に移行する人数について、地域の現状や今後のサービス基盤の整備見通しなどを踏まえて全市町村が設定した成果目標の合計として 1,030 人とする目標を設定し、国の基本指針で示された目標に沿って、2 倍を目指すこととします。

- 就労移行支援事業の利用者数は、国の基本指針では、平成 29 年度末時点の利用者数を、平成 25 年度末時点から 6 割増加させることを基本としています。

就労移行支援事業の利用者は、各市町村が障害福祉サービスの見込みとして、地域の実情に応じて量を定めており、平成 29 年度の就労移行支援事業の利用者の見込量の合計 2,424 人、7 割の増とします。

- 就労移行支援事業所ごとの就労移行率は、国の基本指針では、就労移行率が

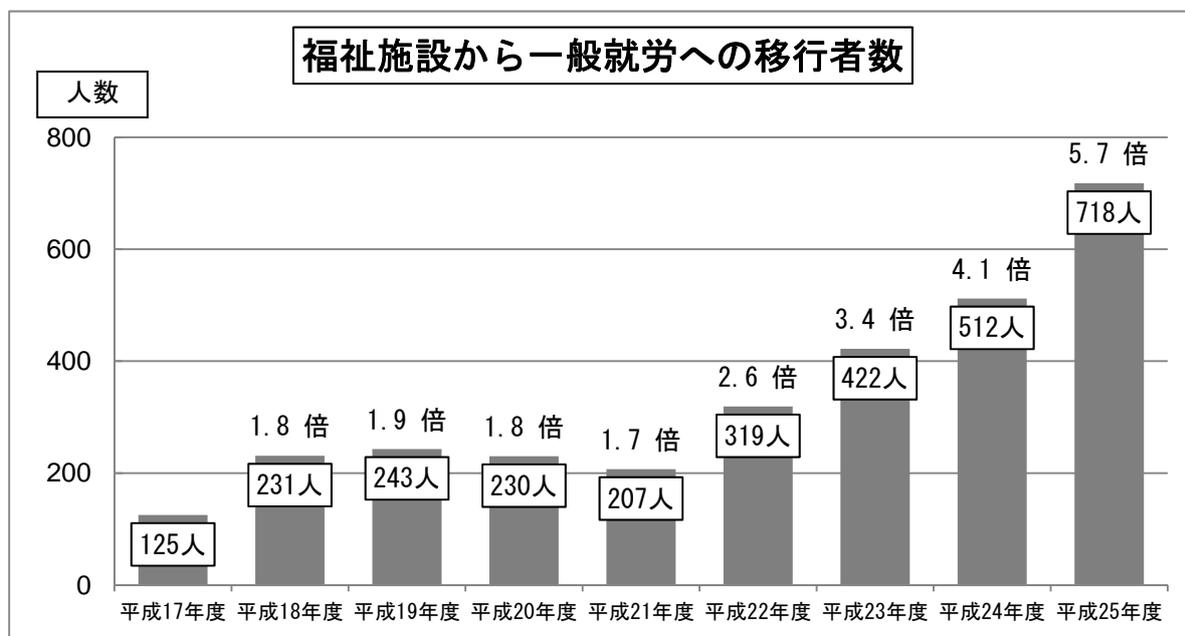
3割以上の事業所を、全体の5割以上とすることを目指しています。平成25年度の就労移行率が3割以上の事業所は、県全体では3割となっています。

市町村の今後の事業所の整備や、利用者の状況を基に、全市町村が作成した成果目標から、県の成果目標を5割とします。

- また、福祉施設から一般就労への移行とあわせて、福祉的就労についても強化を図る観点から、工賃の向上を図る取組みなどを進めます。

【これまでの状況】

- 福祉施設の利用者で一般就労へ移行した人は、平成25年度は718人で、平成17年度の約5.7倍に増えており、第3期障害福祉計画の目標値である平成17年度の4倍という目標値は、既に達成しています。



- また、福祉的就労の強化については、平成24年6月に作成した「第2期かながわ工賃アップ推進プラン」に基づき、障害福祉サービス事業所等に対する経営的視点の導入等に取り組むとともに、平成25年度には、複数の事業所が共同して受注を行う共同受注窓口を設置し、工賃向上を図るための取組みを行ってきましたが、平成25年度の工賃については、全国の平均工賃が14,437円であるのに対して、本県は13,180円となっており、工賃の向上を図るための一層の支援に取り組む必要があります。

【目標達成に向けた方策】

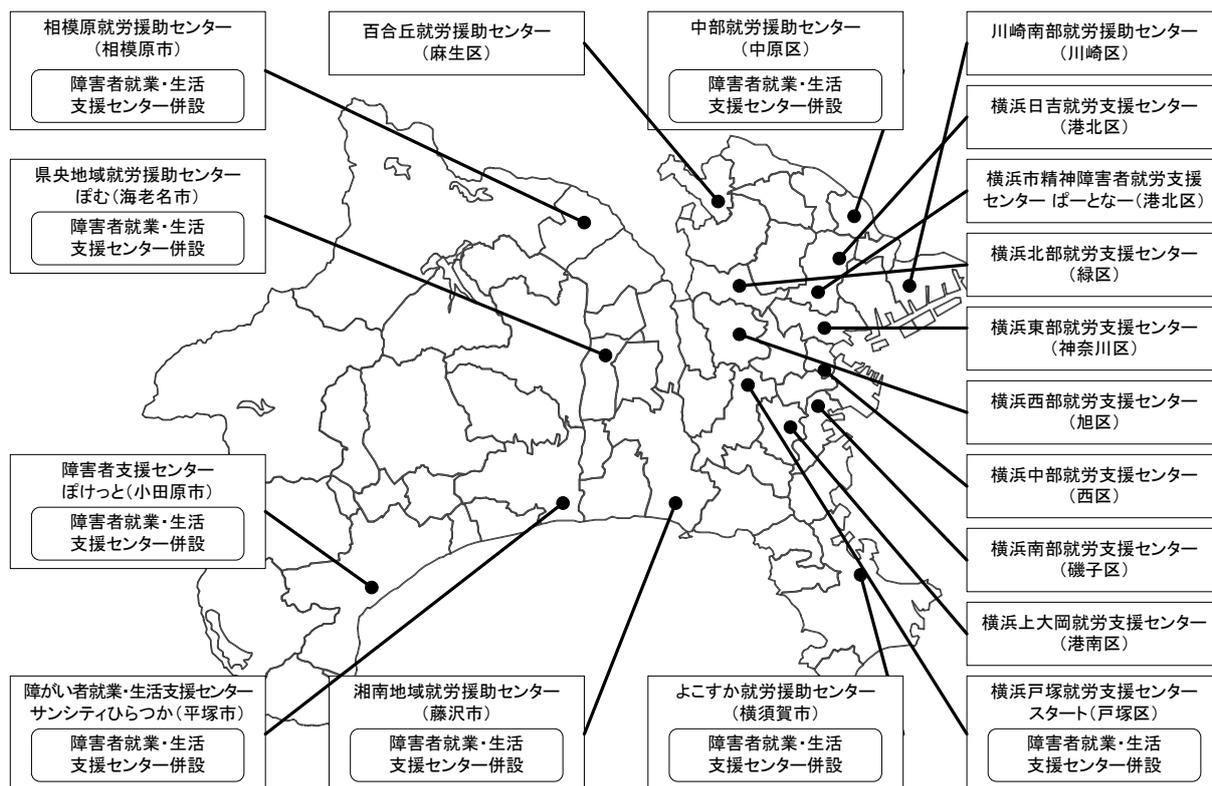
○ 県では、障害保健福祉圏域ごとに障害者の就労を支援するため、平成3年度から、市町村とともに地域就労援助センターの設置促進に取り組んできました。

現在、政令市が独自に設置した就労援助センター及び就労支援センター(以下「地域就労援助センター等」といいます。)を含め、18か所の機関があります。

地域就労援助センター等が行う支援は、設置当初、知的障害者等の福祉的就労を中心に考えていましたが、障害者の多様なニーズに対応する中で、現実には一般就労も含めた幅広い支援が求められるようになってきました。

そのため、国の制度に基づき新たに設置した障害者就業・生活支援センターと共にこれまでの取組みをさらに発展させ、障害保健福祉圏域ごとの広域的な就労支援ネットワークを充実し、一般就労への支援の強化に取り組んでいきます。

障害者就業・生活支援センター等の設置状況(平成26年4月現在)



○ このほか、県では、独自の取組みとして労働担当部局において障害者就労相談センターを設置しており、同センターでは職業能力評価と無料職業紹介を実施するとともに、障害者しごとサポーターを県内に配置し、一般企業で働くことを希望する障害者の就職から職場定着までを、様々な関係機関と連携しながら支援しています。

- このように、県・市町村の障害保健福祉担当部局だけではなく、県の労働担当部局や、神奈川労働局、神奈川障害者職業センターなどの関係機関とも連携を図り取組みを進めていきます。